

家畜衛生だより

- 監視伝染病発生状況
- 県内の家畜疾病発生状況
- 高（低）病原性鳥インフルエンザ
- シーズンに向けて今から準備を！
- 農場への野生イノシシの侵入防止
- 西日本豪雨からの復興
- 消費税率が変わりました
- 消費税の仕入税額控除の要件が変わりました

監視伝染病発生状況

○家畜伝染病発生状況（平成 31 年 4 月～令和元年 7 月）

※中四国各県からの発生報告なし。

○届出伝染病発生状況（平成 31 年 4 月～令和元年 7 月）※中四国各県からの報告による。

畜種	病名	発生場所	発生月	戸数	頭羽群数	発生場所	発生月	戸数	頭羽群数
牛	牛ウイルス性下痢・粘膜炎	島根県	5	1	1	香川県	4～5	2	2
		岡山県	4	1	2				
	牛白血病	鳥取県	5～7	8	8	徳島県	4～7	5	6
		島根県	4～5, 7	9	9	香川県	4～7	12	16
		岡山県	4～7	14	27	高知県	5, 7	2	2
		広島県	4～5, 7	13	13	愛媛県	4～5, 7	6	6
		山口県	4～6	8	8				
破傷風	鳥取県	5	1	1	岡山県	4	1	1	
豚	豚丹毒	鳥取県	4, 6	3	3	徳島県	4, 5	2	4
		島根県	4～7	15	16	香川県	4～7	8	59
		岡山県	6	1	1	高知県	4～7	4	7
		広島県	5～7	7	9	愛媛県	4	1	1
鶏	鶏痘	島根県	5	1	4	山口県	5	1	7
	伝染性気管支炎	鳥取県	4	2	25	愛媛県	4	1	6
兎	兎ウイルス性出血病	愛媛県	5	1	10				
蜜蜂	バロア病	鳥取県	6	1	1	岡山県	7	1	1
	アカリندگانニ症	鳥取県	6	1	1	愛媛県	6	3	3
		広島県	5	3	3				

県 内 の 家 畜 疾 病 発 生 状 況

(令和元年 5 月未掲載分～8 月)

【牛白血病】 【届出伝染病】

発生管内	発生日	畜種	月齢	戸数	頭数	主な症状
東予	8 月	乳用牛	79	1	1	食欲低下、活力低下、体表リンパ節の腫脹、眼球突出、起立不能、削瘦、発熱、乳量低下、骨盤腔内腫瘍
中予	7 月	乳用牛	44	1	1	
南予	5 月	乳用牛 肉用牛	32, 114	2	2	
	7 月	乳用牛	81	1	1	

- 【対策】**
- 農場内の定期検査と抗体陽性牛の早期更新
 - 吸血昆虫対策 ○牛舎周辺の除草及び消毒の徹底
 - 凍結や加温処理を行った初乳の給与（初乳製剤も有効です。）
 - 家畜保健衛生所等と連携した衛生対策

【牛パストツレラ（マンヘミア）症】

発生管内	発生日	畜種	月齢	戸数	頭数	主な症状
東予	5 月	肉用牛	8	1	1	急死、発熱、活力低下、発咳、起立不能、肺音粗雑、食欲低下、発咳、呼吸促拍
南予	5 月	肉用牛	2, 7	2	2	
	6 月	肉用牛	4	1	6	

- 【対策】**
- 畜舎消毒の徹底 ○有効薬剤の投与 ○飼育環境の改善
 - 群飼移行後の個体観察

【参考事項】 ○ウイルス、マイコプラズマ、細菌と混合感染し重篤化することがあります。

【牛マイコプラズマ肺炎】

発生管内	発生日	畜種	月齢	戸数	頭数	主な症状
南予	6 月	乳用牛	4	1	1	発咳、呼吸器症状、食欲不振
	8 月	肉用牛	3	1	2	呼吸器症状、発熱、外耳道より排膿

- 【対策】**
- 畜舎消毒の徹底 ○有効薬剤の投与
 - 個体観察強化による異常牛の早期発見、隔離および早期治療

【豚トゥルエペラ（旧コリネバクテリウム）・ピオゲネス感染症】

発生管内	発生日	畜種	日齢	戸数	頭数	主な症状
南予	5 月	豚	158	1	1	跛行、関節の腫脹、膿瘍

- 【対策】** ○有効薬剤の投与 ○早期発見及び早期治療

【豚パストツレラ症】

発生管内	発生日	畜種	日齢	戸数	頭数	主な症状
中予	6 月	豚	150	1	10	うずくまり、死亡

- 【対策】** ○飼育管理（温度、換気）の徹底 ○有効薬剤の投与

【豚レンサ球菌症】

発生管内	発生日	畜種	日齢	戸数	頭数	主な症状
南予	5月	豚	171	1	1	急死、跛行
	7月	豚	54	1	4	

【対策】 ○有効薬剤の投与

【ヘモフィルス・パラシイス感染症（グレーサー病）】

発生管内	発生日	畜種	日齢	戸数	頭数	主な症状
南予	6月	豚	47	1	1	発育不良、起立不能、死亡
	7月	豚	42, 54	2	2	

【対策】 ○有効薬剤の投与 ○ストレス軽減

【鶏封入体肝炎】

発生管内	発生日	畜種	日齢	戸数	羽数	主な症状
南予	5月	肉用鶏	10	1	550	死亡羽数の増加

【対策】 ○飼養衛生管理の徹底

【鶏大腸菌症】

発生管内	発生日	畜種	日齢	戸数	羽数	主な症状
南予	6月	肉用鶏	23	1	50	死亡羽数の増加

【対策】 ○飼養衛生管理の徹底

【尿酸塩沈着症】

発生管内	発生日	畜種	日齢	戸数	羽数	主な症状
東予	5月	肉用種鶏	35	1	12	幼雛舎から中雛舎へ移動した 1 週間後に鶏の死亡羽数が増加

【対策】 ○飼養衛生対策の徹底（雛の鶏舎移動後の給水状況確認等）

【大腸菌症及びコクシジウム症】

発生管内	発生日	畜種	日齢	戸数	羽数	主な症状
南予	7月	きじ	25	1	40	元気消失、死亡羽数増加

【対策】 ○過密飼育の解消 ○給餌・給水状況の改善 ○有効薬剤の投与
○アウト後の十分な洗浄、消毒

高(低)病原性鳥インフルエンザシーズンに向けて 今から準備を！

平成 30 年 1 月 10 日に、香川県で高病原性鳥インフルエンザ（H5N6）が発生以降、日本では本病の発生は確認されておりませんが、①近隣国では家きんでの発生が続いていること、②渡り鳥の飛来シーズンとともに本病のウイルスが持ち込まれる恐れが高くなることから、これからの季節はより一層、本病の発生予防対策を万全にする必要があります。

今一度、本病の発生予防を徹底しましょう！

本病の予防には家きん舎への人や車両、野鳥を含む野生動物を介したウイルスの侵入防止対策が重要です！

発生予防対策の重要ポイント

(農林水産省作成)

家きん舎の周囲にはウイルスが侵入する経路が多く存在しています。
今一度、**点検・確認**をお願いします！



- ◆これまで以上に念入りに、飼養家きんの毎日の健康観察を行ってください。
- ◆異状を見つけた場合には、直ちに最寄りの家畜保健衛生所に連絡してください。

◎例外を作らずに必ず実施することが大切です！



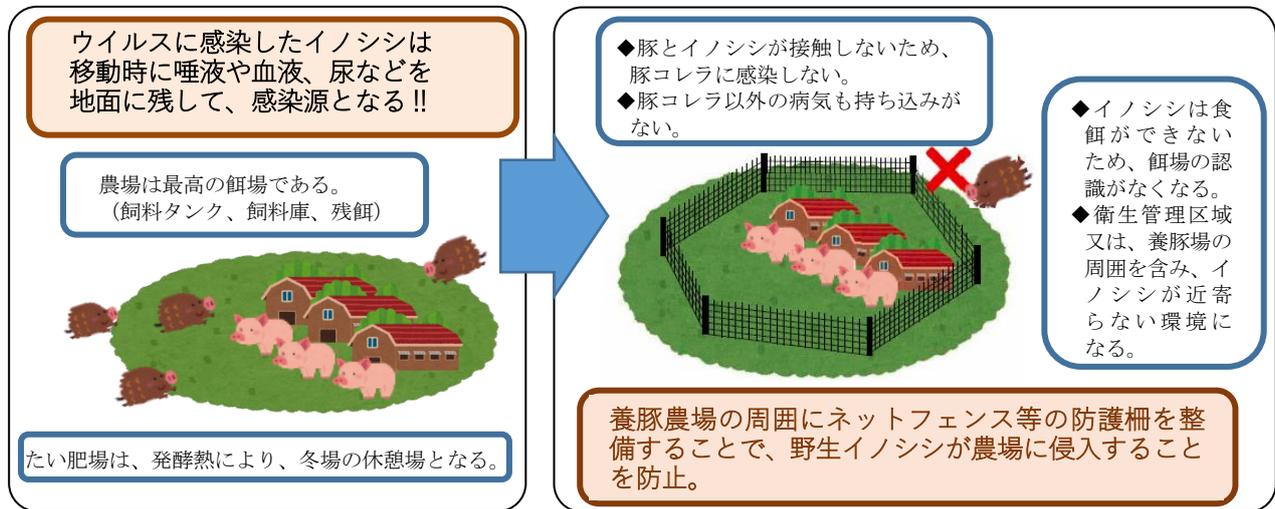
集卵ラインの隙間から
ネコが侵入することも！

(農林水産省HP「鳥インフルエンザに関する情報」→)



農場への野生イノシシの侵入を防止しましょう！

豚コレラについては、現在も野生イノシシの感染地域が拡大していることから、衛生管理区域や農場の境界における防護柵の設置により、イノシシをはじめとする野生動物の侵入防止対策を徹底しましょう。



西日本豪雨からの復興

○被害状況

「JAえひめアイパックス株式会社」(大洲市春賀)では、工場建屋の損壊はなかったものの、冷凍冷蔵庫や浄化槽などが冠水しました。工場のほか事務所も床上 1.5m 浸水し、在庫食肉(豚約 1,300 頭、牛約 30 頭)が廃棄処分となりました。アイパックスでと畜を計画していた生産者は、県外出荷を余儀なくされたため、輸送費の増加や出荷遅延などが発生しました。



○復旧状況

グループ補助金を活用するなど復旧を進め、昨年 10 月 15 日に操業を再開しました。

また、操業停止による生産農家の影響を最小限に抑えるため、国の事業や県独自の「県産家畜出荷緊急支援事業」により、県外出荷に係る輸送費支援を行いました。



消費税率が変わりました (軽減税率制度実施)

令和元年 10 月 1 日から、消費税及び地方消費税の税率が 8% から 10% に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されました。

軽減税率 (8%) の対象品目としては、飲食料品 (酒類を除く食品表示法に規定する食品) と 週 2 回以上発行される新聞 (定期購読契約に基づくもの) があります。課税事業者は、交際費等において飲食料品等を購入する場合は特に注意が必要です。

○主な畜産物の軽減税率の扱いについては下記のとおりです。

畜産物	税率	備 考
生 乳	8%	人の飲用に供される「食品」に該当し適用対象。
家 畜	10%	生きた家畜を販売する場合は、その販売時点で「食品」に該当しないため適用対象にならない。 なお、枝肉等の販売は「食品」に該当し適用対象。
鶏 卵	8%	人の食用に供される「食品」に該当し適用対象。

消費税の仕入税額控除の 要件が変わりました

令和元年 10 月 1 日から令和 5 年 9 月 30 日の期間の仕入税額控除の要件は、税率ごとの区分を追加した請求書 (区分記載請求書) 等の保存が必要となります。

また、令和 5 年 10 月 1 日からは、区分記載請求書等に代わり、適格請求書等の保存 (インボイス制度) が要件となり、適格請求書発行事業者に登録した事業者が発行した適格請求書等でしか仕入税額控除ができなくなるため、個人販売を行う場合は、適格請求書等が求められることから登録・発行が必要となり、適格請求書等への登録番号記載の有無で登録事業者かを確認されるようになります。

なお、畜産物を市場や J A 等へ販売委託する場合は、畜産農家の適格請求書等の発行義務は免除されますが、生きた家畜や畜産農家が限定されるプレミアム畜産物等を販売する場合は、取引内容により扱いが変わるため注意が必要です。

※詳細は税務署へご相談ください。

“ご相談、お問い合わせは、こちらへ”

愛媛県畜産課

Tel (089) 941-2111 Fax (089) 941-2574

東予家畜保健衛生所

Tel (0897) 57-9122 Fax (0897) 57-9155

東予家畜保健衛生所今治支所

Tel (0898) 22-0430 Fax (0898) 22-0438

中予家畜保健衛生所

Tel (089) 990-1333 Fax (089) 955-1234

南予家畜保健衛生所

Tel (0894) 22-0328 Fax (0894) 22-0343

南予家畜保健衛生所宇和島支所

Tel (0895) 22-1294 Fax (0895) 22-9316

家畜病性鑑定所

Tel (089) 990-1341 Fax (089) 955-1234

畜産研究センター

Tel (0894) 72-0064 Fax (0894) 72-0065

畜産研究センター養鶏研究所

Tel (0898) 66-5004 Fax (0898) 66-5093

畜産協会 BSE 検査死亡牛受付専用

携帯 Tel 080-3166-7222